

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び 住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区 分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
下水再生水の利用技術基準に関する情報 収集・整理業務 随意 R2.1.10～R2.3.19 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 伊藤 正秀 茨城県つくば市旭1番地	R2.1.9	(公財)日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務の実施にあたっては、国際標準の国内の下水処理場への適用性を検討する際に参考とすべき国内基準及びマニュアル等を適切に選定する必要があるが、選定においては国際標準及び下水再生水の利用に関する技術力が必要であり、技術力の程度が業務の成果に密接に関係することから、簡易公募型(都大型)プロポーザル方式により公募を行った。 その結果、左記相手方は、入札説明書を交付した11者のうち、本業務の「技術提案書提出要請業者の確認審査」に参加表明し、業務実施条件を満たし技術提案を行った唯一の相手方であり、また、業務実績、技術提案書の内容等を総合的に評価した結果、本業務を実施するうえで必要な能力が十分に備わっていることが確認された。 以上の理由から左記相手方を選定し、随意契約するものである。	4,917,000	4,900,500	99.66%	-	公財	国認定	1者	
宇部港芝中地区における公共埠頭の多目的 利用方策検討業務 - R2.3.24～R2.7.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局宇部港湾・空港整備事務所長 近藤 拓也 山口県宇部市新町10-33	R2.3.24	(公社)西部海難防止協会 福岡県北九州市門司区港町7-8	5290805003008	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務は、国有港湾施設のストック効果を最大化することを目的として、宇部港芝中埠頭をモデルケースとして公共埠頭の多目的利用に向けた検討を行うため、左記業者と随意契約を行うものである。	21,695,620	21,230,000	97.85%	-	公社	国認定	1者	
令和元年度 柿田川自然再生事業検討業 務 R2.3.26～R3.3.26 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局沼津河川国道事務所長 長谷部 智久 静岡県沼津市下香貫外原3244番地の2	R2.3.25	設計共同体 (公財)リバーフロント研究所 外1社 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、柿田川で実施した河道整備や自然再生等事業等に対して、モニタリングによる効果検証を実施するとともに、その結果に応じた対応策の検討するものである。 左記業者は企画提案書の提出があった唯一の業者であり、企業及び配置予定管理技術者の実績・信頼度、業務の実施方針・実施体制、特定テーマに対する提案、ヒアリング結果について、総合的に評価を行った結果、求める業務内容等に合致し優れていることから、特定したものである。	25,047,000	24,970,000	99.69%	-	公財	国認定	1者	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。